

3 障がい者を取り巻く現状

1. 人口の推移

滝川市の総人口は、昭和 58 年の 53,121 人から毎年減少し続け、平成 24 年 10 月 1 日現在 42,819 人となっています。

構成比をみると、年少人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15～64 歳）の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、65 歳以上の割合が増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

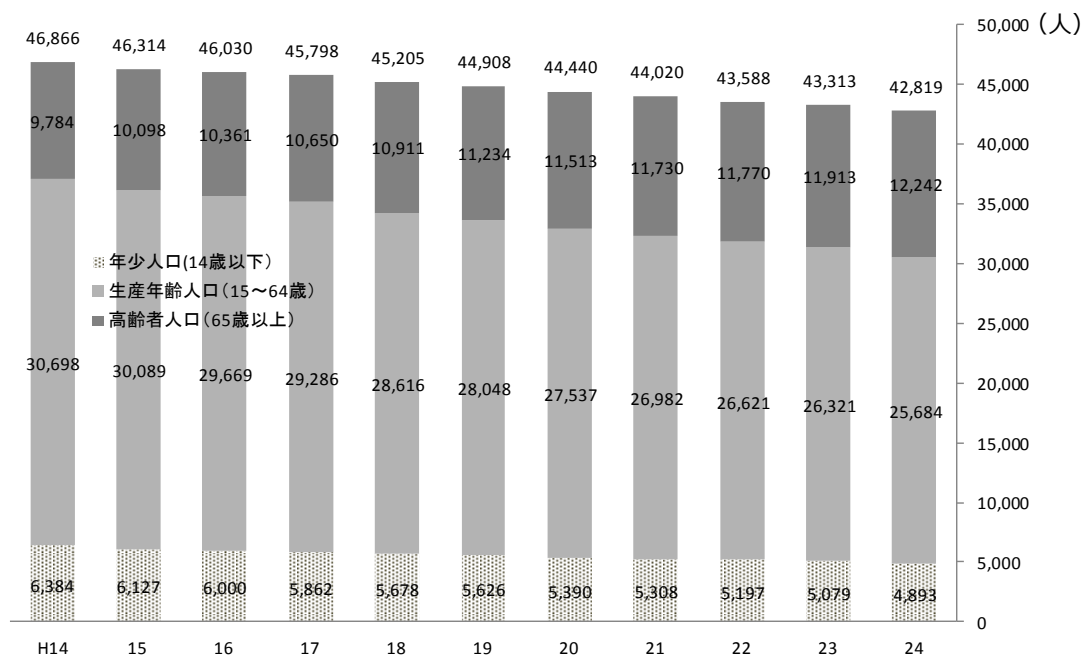


図1 総人口と年齢段階別人口の推移（各年 10 月 1 日現在 住民基本台帳より）

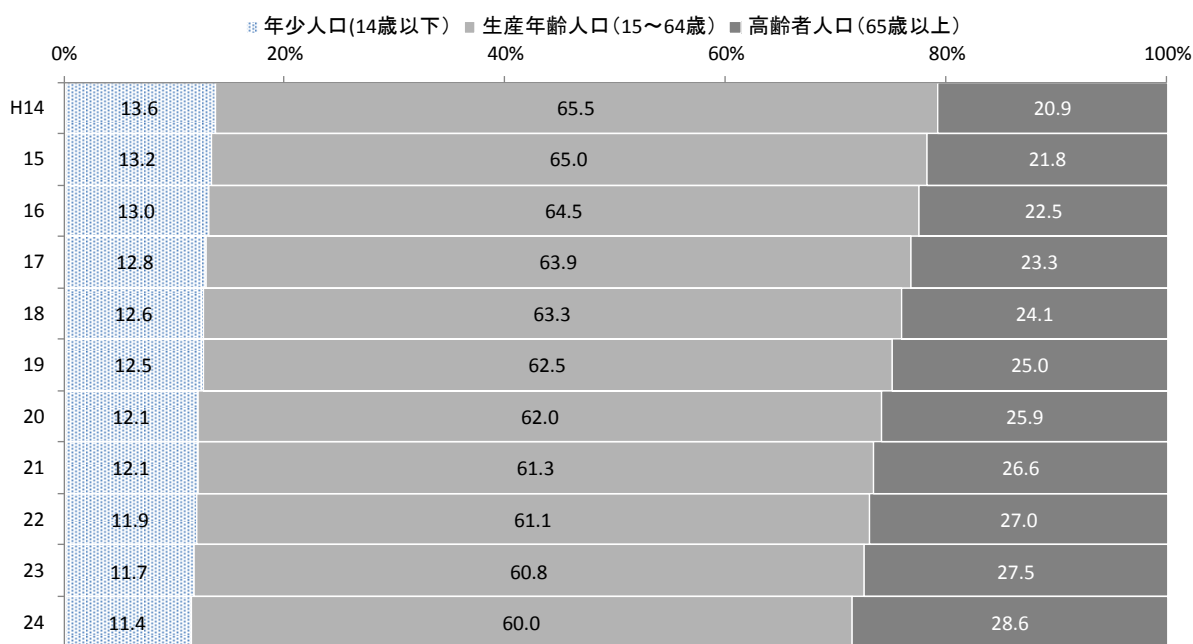


図2 年齢段階別割合の推移（各年 10 月 1 日現在 住民基本台帳より）

2. 障害者手帳所持者の推移

(1) 障害者手帳所持者（3 障がい）の推移

各手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は横ばいですが、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数は毎年増加しており、総人口に占める割合も増加傾向にあります。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が 8 割程度と最も多くなっています。

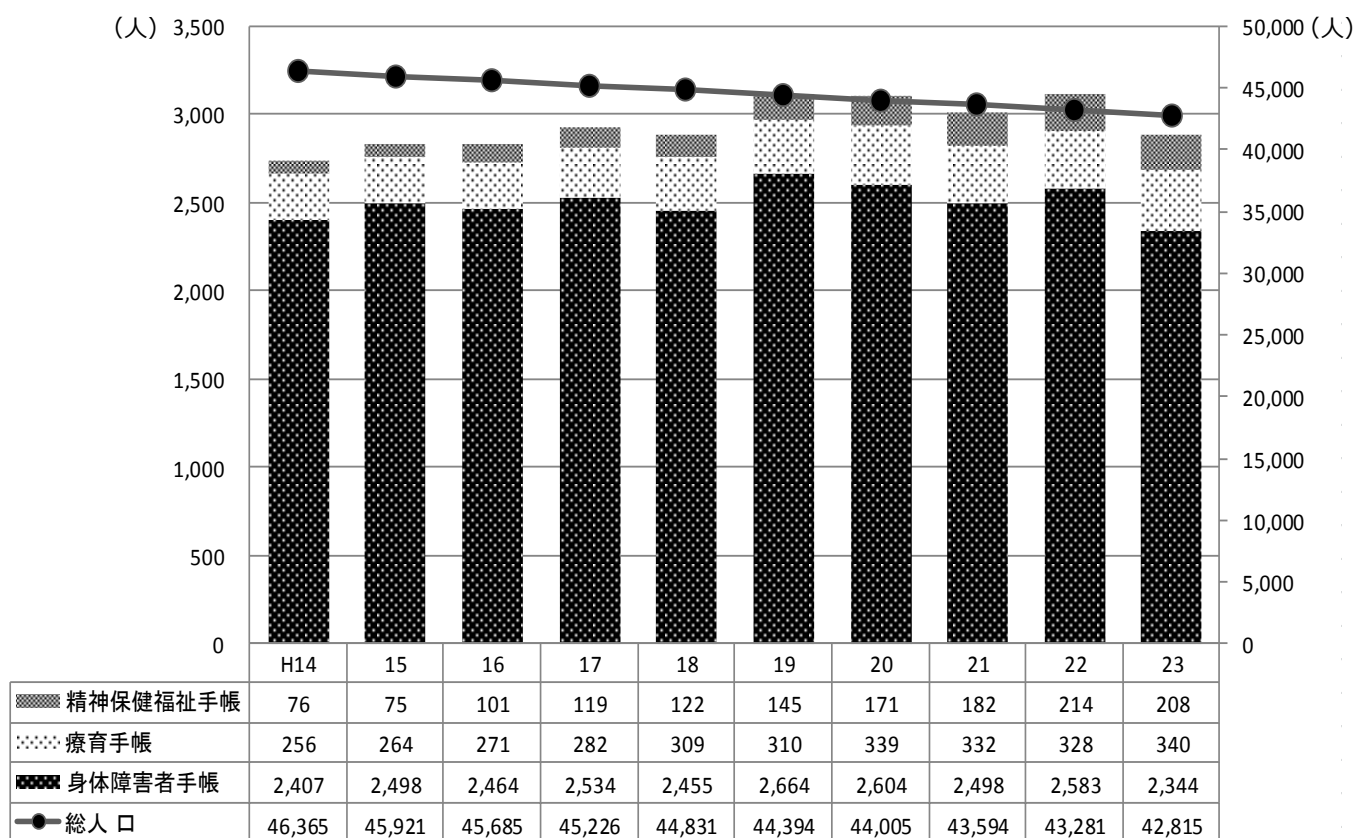


図 3 障害者手帳所持者（3 障がい）の推移

（総人口：各年 10 月 1 日現在、手帳所持者人数：各年 3 月 31 日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

障がい部位別にみると、すべての部位においておおむね横ばいの増減となっています。

障がい部位別の構成比をみると、肢体不自由が 6 割以上を占めており、内部障がいが 2 割程度で、両障がいを合わせると全体の 8 割以上を占めています。

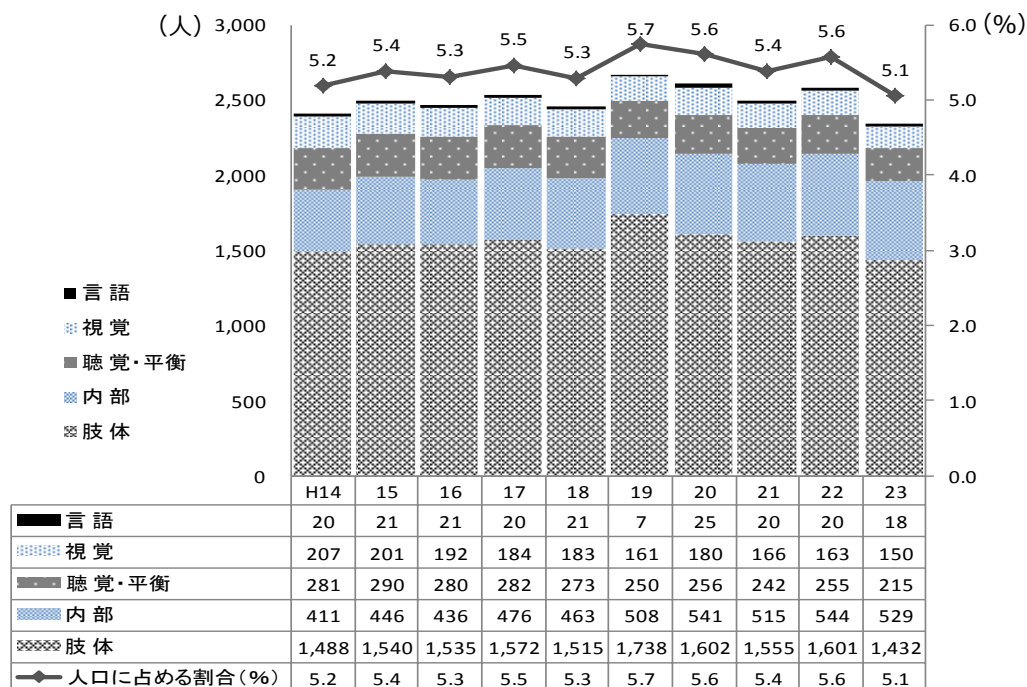


図 身体障害者手帳所持者（障がい部位別）（各年 3 月 31 日現在）

等級別にみると、3 級と 4 級が他の等級に比べて増加の割合が大きくなっています。

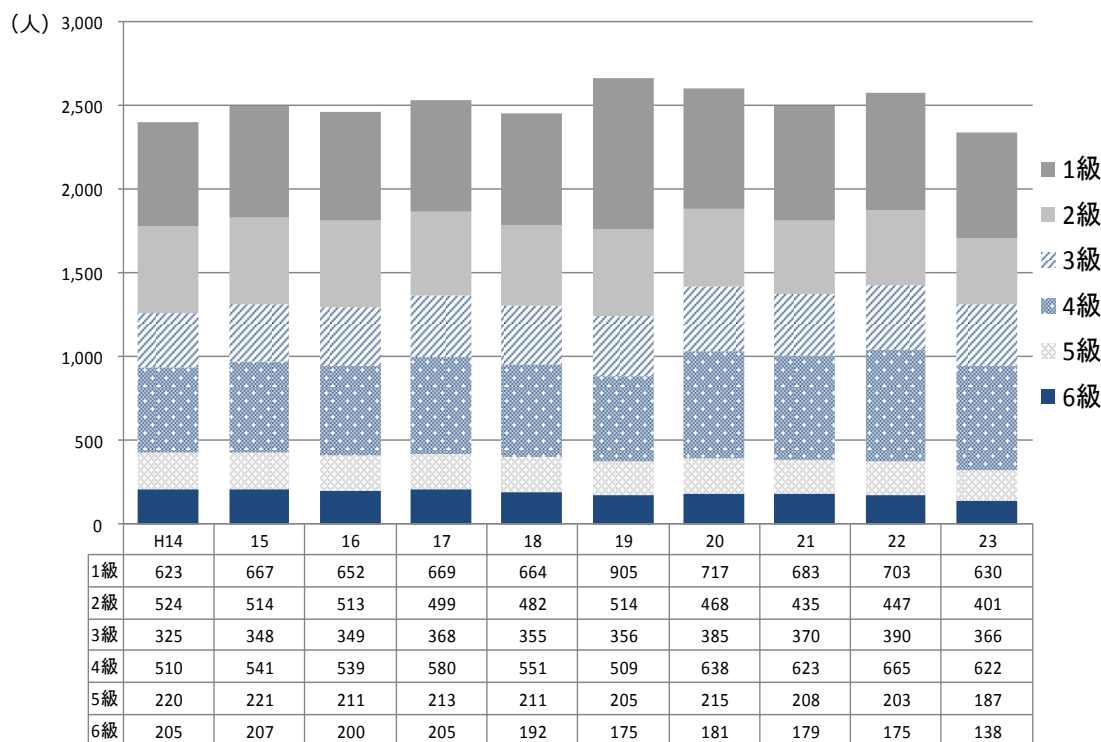


図 身体障害者手帳所持者（障がい部等級別）（各年 3 月 31 日現在）

(3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、毎年増加しており、平成 23 年 3 月 31 日現在では 402 人となっています。
構成比をみると、18 歳未満は微増、18 歳以上は増加傾向にあります。

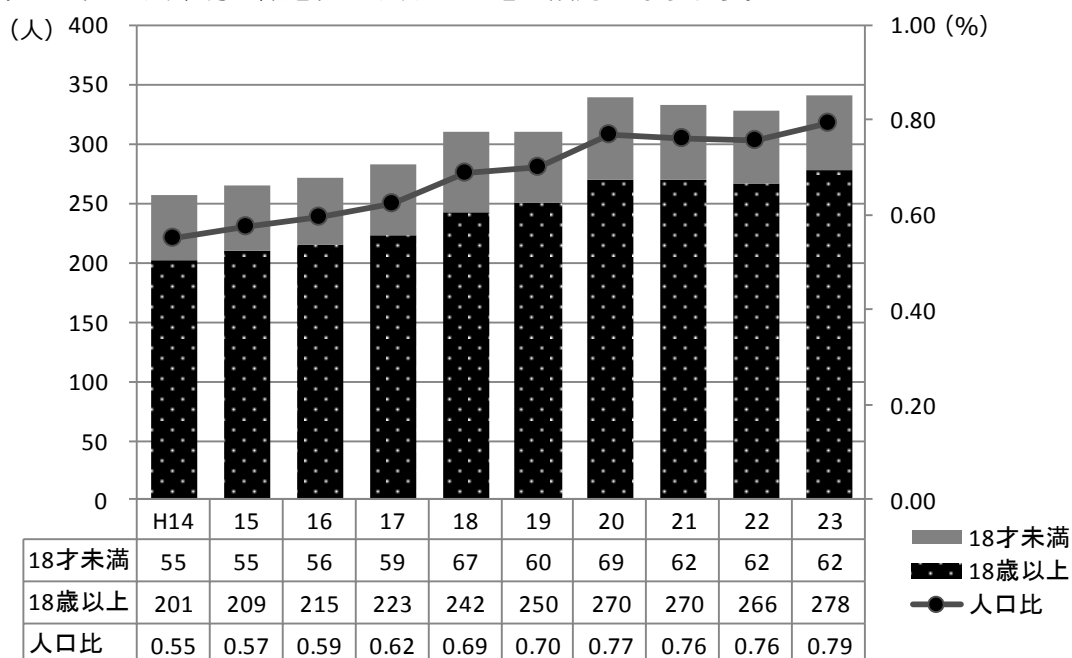


図 療育手帳所持者（年齢別）（各年 3 月 31 日現在）

等級別にみると、18 歳未満の A 判定で減少傾向となっています。

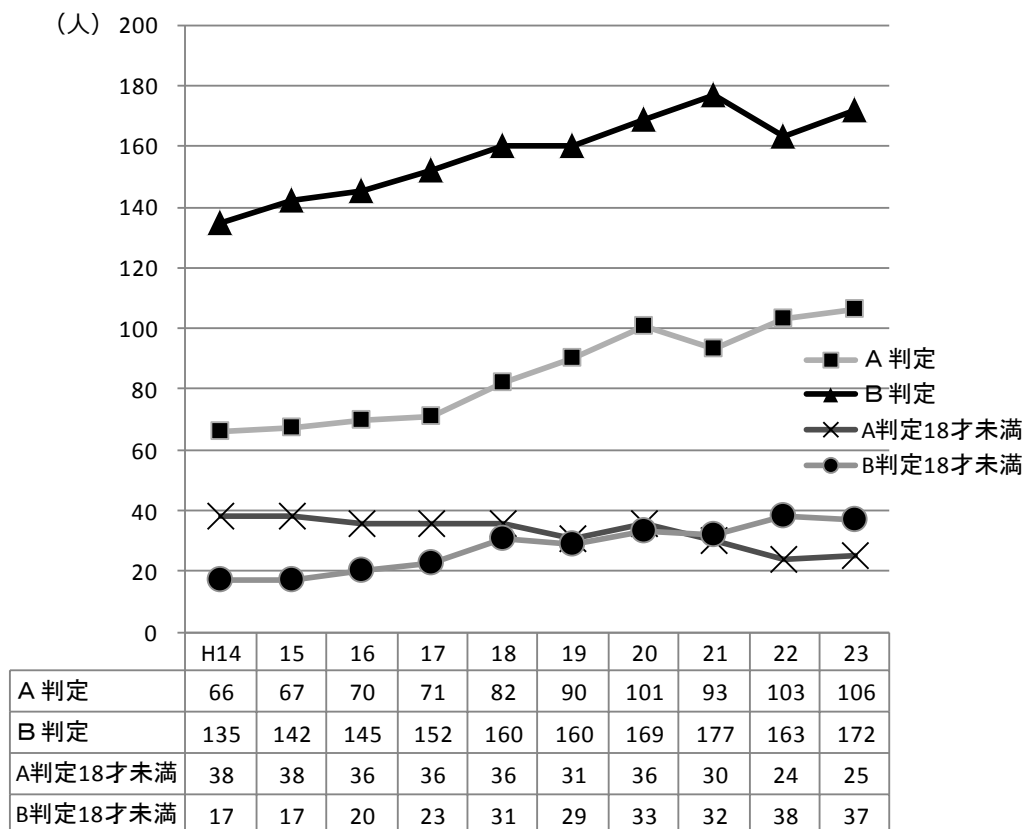


図 療育手帳所持者（等級別）（各年 3 月 31 日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳等所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は毎年増加しています。平成 23 年 3 月 31 日現在 208 人で、市の総人口に占める割合は 0.5% となっています。

自立支援医療費（精神通院医療）受給者の推移をみると、平成 17 年から平成 18 年にかけてやや減少しましたが、それ以降も毎年増加しています。

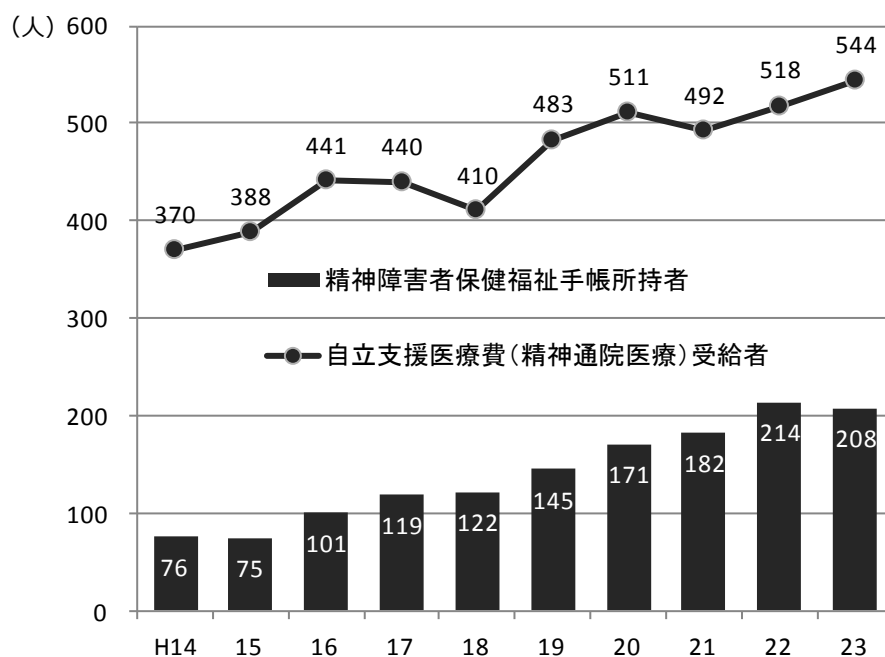


図 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2 級が最も多く、全体の半数を占めています。

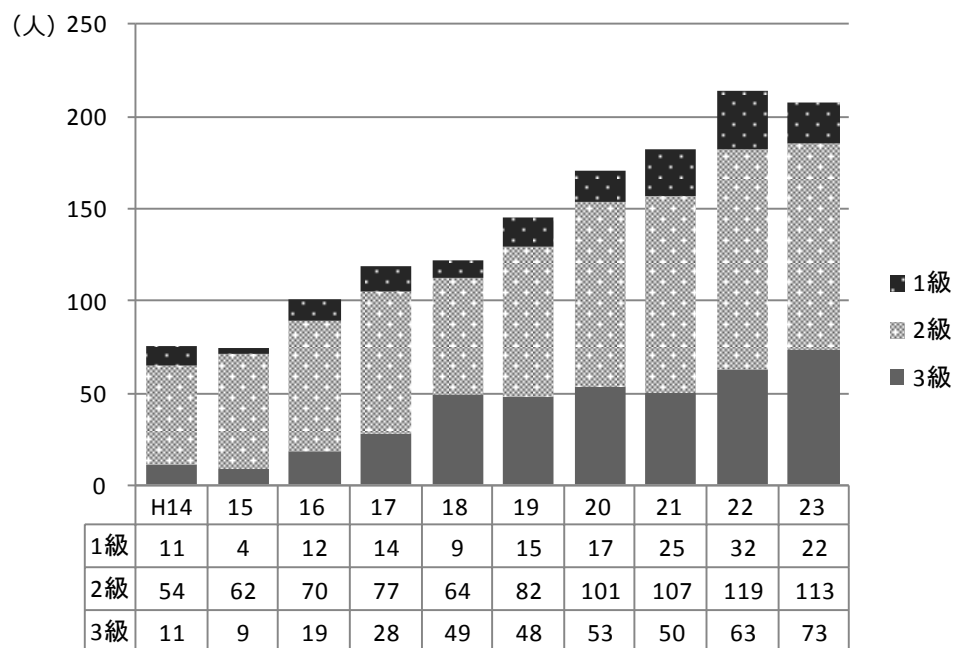


図 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（平成 24 年 3 月 31 日現在）

<参考>

「精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者通院医療費受給者」について

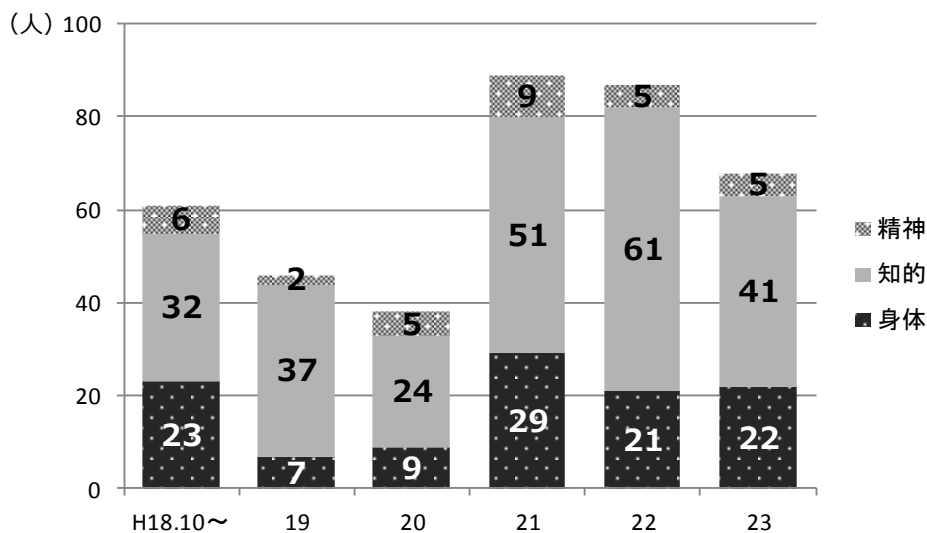
精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障がいの状態にあることを証明する手段として交付されます。

障がいの程度により、1 級（重度）から 3 級（軽度）までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

自立支援医療費（精神通院医療）受給者とは、自立支援医療制度による「精神障害者医療費受給者証」の交付を受けている人です。これは精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の、通院医療費の負担軽減を図るものです。

3. 障害程度区分認定者の推移

障がい別にみると、知的障がい者が最も多くなっています。



図表 障害程度区分認定者（各年 3 月 31 日現在）

<参考>

「障害程度区分」について

障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する際には、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の認定を行う必要があります。

サービス利用を希望する障がいのある人が申請を行うと、市は面接調査や審査会での総合的な判定に基づき、区分認定を行います。障害程度区分は、区分 1（軽度）から区分 6（最重度）に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

4. 障がい者の実雇用率の推移

ハローワーク滝川管轄（滝川市、赤平市、芦別市、新十津川町、石狩市浜益区）での平成 15 年以降の実雇用率の推移をみると、おおむね増加傾向となっています。

全国および北海道と比較すると滝川管轄の実雇用率は常に上回っており、平成 24 年では、全国との差が 0.24 ポイント、北海道との差が 0.15 ポイントとなっていますが微減傾向にあります。

なお、平成 24 年時点では全国、北海道は法定雇用率の 1.8%には達していませんが、滝川管轄では上回っている状況です。

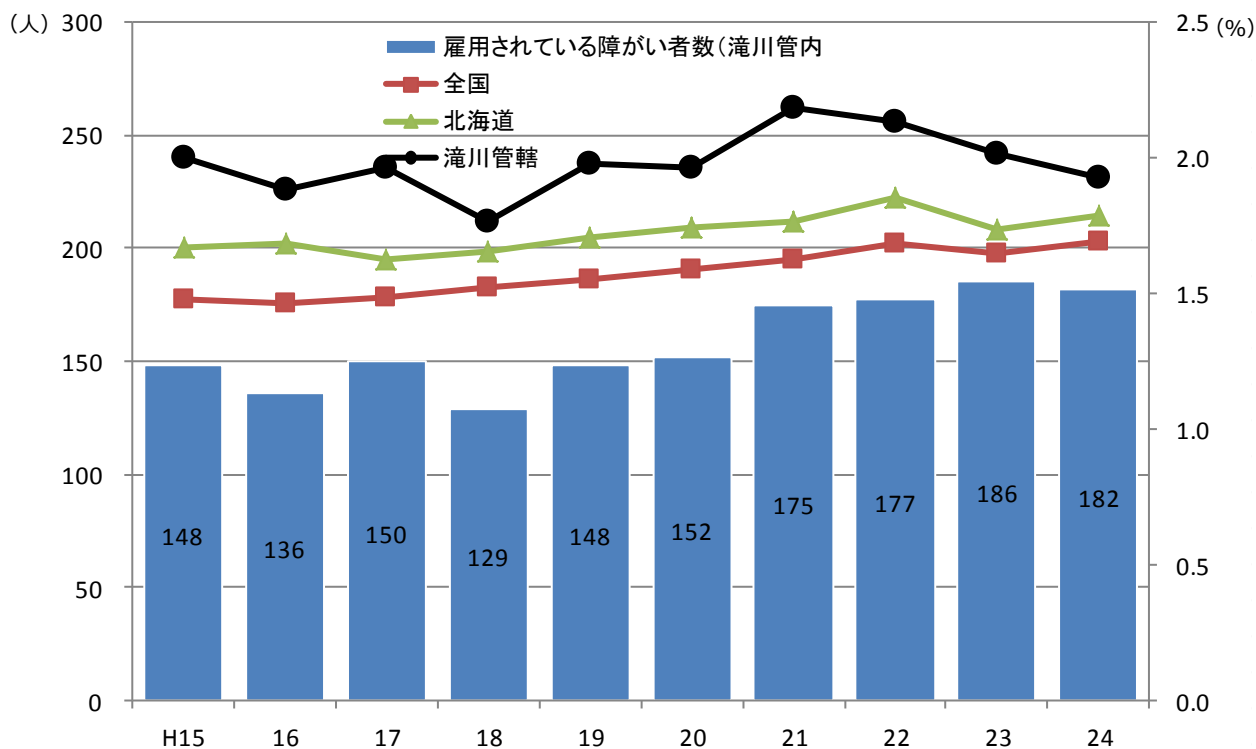


図 民間企業における障がい者の実雇用率の推移（出典：厚生労働省北海道労働局各年 6/1 現在）

<参考>

「法定雇用率」について

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

（精神障がい者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障がい者、知的障がい者を雇用したものとみなされます）

	法定雇用率	
	現行	H25.4.1 以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%